

SACLA 成果専有利用変更届兼同意書

共用BL課題

公益財団法人 高輝度光科学研究センター
理事長 土肥 義治 殿

1. 課題番号

2. 実施シフト数(ビームライン番号)

3. 公表用実験課題名

4. 実験責任者: 氏名、所属

5. 変更理由

上記成果非専有課題を成果専有課題に変更いたします。また、下記同意事項に従い、上記実験責任者が行う成果専有利用に係るビーム使用料の支払いに同意します。

機 関 名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

職印

平成 年 月 日

同意事項

- 公益財団法人高輝度光科学研究センター(以下「甲」という。)は、上記機関(以下「乙」という。)より本変更届を受理した場合、乙に対しビーム使用料を請求するものとし、乙は60日以内に請求された金額を甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振り込み手数料は乙の負担とする。
- ビーム使用料は、利用2時間につき1,098,000円、1時間あたり549,000円とする。
- 施設の装置の故障等、乙の責任によらない原因により、乙の利用予定時間が減少した場合、又はSACLAを利用できなかった場合、利用時間について、甲乙協議の上、ビーム使用料を確定する。利用時間の減少等に伴って損害が生じた場合、乙は甲に対してその賠償請求は行わない。また、乙は甲に対して減少した利用時間の補填を請求しない。
- 実験課題により得られた成果は、乙に帰属する。
- 甲は、乙から提出された申請書類の取扱い及び保管を厳格に行い、利用申請の内容に係る秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩しない。乙の持ち込み試料及び測定並びに測定結果の管理責任は乙が持ち、甲は乙の要請に基づき必要な協力を行うものとする。甲は事前に乙と合意した事項以外は公表しない。この秘密保持の期間は、乙が同意した日から3年間とする。

注1) 本変更届兼同意書の項目1. から4. の内容は秘密保持の対象になりません。

注2) 本変更届兼同意書は成果非専有一般課題以外の課題種は対象になりません。